

健康保険法施行令等の一部を改正する政令案について（概要）

厚生労働省保険局保険課

1. 改正の趣旨

- 医療保険の高額療養費（健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 115 条第 1 項、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）第 83 条第 1 項、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和 27 年法律第 266 号）第 22 条第 1 項、国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）第 60 条の 2 第 1 項（私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）第 25 条において準用する場合を含む。）、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 57 条の 2 第 1 項、地方公務員等共済組合法第 62 条の 2 第 1 項及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 84 条第 1 項に規定する高額療養費をいう。以下同じ。）の支給要件、支給額その他支給に関して必要な事項については、それぞれ政令において定められている。
- 今般、「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針 2025 について」（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）等に基づき行われた、社会保障審議会医療保険部会及び同部会の下に設置された「高額療養費制度の在り方に関する専門委員会」における議論を踏まえ、高額療養費制度の見直しを行うため、必要な改正を行うもの。

2. 改正の概要

- 健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号。以下「健保令」という。）の高額療養費算定基準額について、別紙の通り改正する。
- 具体的には、
 - ・令和 8 年 8 月からは、低所得者の負担に配慮しつつ、一人当たり医療費の伸びに応じて月額負担上限額（月間の高額療養費算定基準額）を見直すとともに、
 - ・令和 9 年 8 月からは、応能負担という観点に基づき、所得区分をよりきめ細かいものとするため、現在の限度額から著しく増加することがないように配慮しつつ、所得区分の細分化を行うこととする。その際、長期療養者や低所得者へのセーフティネット機能を強化する観点から、多数回該当の金額（※）を維持する（年収約 200 万円未満の課税世帯の被保険者等については令和 9 年 8 月から引き下げる）とともに、令和 8 年 8 月から、新たに年間の高額療養費算定基準額（年間上限）を設ける。
（※）健保令第 42 条第 1 項第 1 号等に規定する「高額療養費多数回該当の場合」における高額療養費算定基準額をいう。
- 以下の政令について、健保令の改正に準じた改正その他所要の改正を行う。

- ・ 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和 27 年政令第 368 号）
- ・ 船員保険法施行令（昭和 28 年政令第 240 号）
- ・ 私立学校教職員共済法施行令（昭和 28 年政令第 425 号）
- ・ 国家公務員共済組合法施行令（昭和 33 年政令第 207 号）
- ・ 国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）
- ・ 地方公務員等共済組合法施行令（昭和 37 年政令第 352 号）
- ・ 高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 19 年政令第 318 号）

その他、以下政令について所要の改正を行う。

- ・ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成 8 年政令第 18 号）
- ・ 介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）
- ・ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成 15 年政令第 369 号）

3. 根拠条項

- 健康保険法第 115 条第 2 項
- 船員保険法第 83 条第 2 項
- 防衛省の職員の給与等に関する法律第 22 条第 1 項
- 私立学校教職員共済法第 25 条において準用する国家公務員共済組合法第 60 条の 2 第 2 項
- 国家公務員共済組合法第 60 条の 2 第 2 項
- 国民健康保険法第 57 条の 2 第 2 項
- 地方公務員等共済組合法第 62 条の 2 第 2 項
- 高齢者の医療の確保に関する法律第 84 条第 2 項 等

4. 施行期日等

- 公布日：令和 8 年 7 月（予定）
- 施行期日：令和 8 年 8 月 1 日（一部については、令和 9 年 8 月 1 日）

患者負担割合及び高額療養費自己負担限度額（令和8年8月～令和9年7月）

70歳未満	所得区分		負担割合	月単位の上限額（円）		年単位の上限額（円）
	年取換算	所得区分 健保（標準報酬月額） 国保（旧ただし書き所得）		多数回該当	多数回該当	
70歳未満	約1,160万円～	83万円以上	3割 (※1)	270,300 + (医療費 - 901,000) × 1%	<140,100>	1,680,000
	約770万円～約1,160万円	53万円～79万円		179,100 + (医療費 - 597,000) × 1%	<93,000>	1,110,000
	約370万円～約770万円	28万円～50万円		85,800 + (医療費 - 286,000) × 1%	<44,400>	530,000
	～約370万円	26万円以下		61,500	530,000 (※5)	
		住民税非課税	36,900	<24,600>	290,000	

70歳以上	所得区分		負担割合	月単位の上限額（円）		年単位の上限額（円）
	年取換算	所得区分 健保（標準報酬月額） 国保・後期（課税所得）		外来（個人ごと）	多数回該当	
70歳以上	約1,160万円～	83万円以上	3割	270,300 + (医療費 - 901,000) × 1%	<140,100>	1,680,000
	約770万円～約1,160万円	53万円～79万円		179,100 + (医療費 - 597,000) × 1%	<93,000>	1,110,000
	約370万円～約770万円	28万円～50万円		85,800 + (医療費 - 286,000) × 1%	<44,400>	530,000
	～約370万円	26万円以下 (※2)		22,000 (年間上限216,000)	61,500	530,000 (※6)
		住民税非課税	11,000 (年間上限96,000)	25,700	290,000	
		住民税非課税（所得が一定以下）	8,000	15,700	180,000	

※1 義務教育就学前の者については2割。
 ※2 収入の合計額が520万円未満（1人世帯の場合は383万円未満）の場合も含む。
 ※3 旧ただし書き所得の合計額が210万円以下の場合も含む。
 ※4 課税所得が28万円以上かつ年金収入+その他の合計所得金額が200万円以上（被扶養者の場合は320万円以上）の者については2割。
 ※5 「年取換算～約200万円（健保：15万円以下、国保：86万円未満）」区分に該当することが確認できた者は、年間上限41万円を適用し、令和9年8月以降に償還払い。
 ※6 「年取換算～約200万円（健保：15万円以下、国保：28万円未満）」区分に該当することが確認できた者は、年間上限41万円を適用し、令和9年8月以降に償還払い。

患者負担割合及び高額療養費自己負担限度額（令和9年8月～）

年収換算	所得区分		負担割合	月単位の上限額（円）		年単位の上限額（円）
	年収入	所得区分		月単位の上限額（円）	多数回該当	
約1,650万円～	約1,650万円	127万円以上	3割 (※1)	342,000 + (医療費 - 1,140,000) × 1%	<140,100>	1,680,000
約1,410万円～	約1,410万円	103万円～121万円		303,000 + (医療費 - 1,010,000) × 1%		
約1,160万円～	約1,160万円	83万円～98万円		270,300 + (医療費 - 901,000) × 1%		
約1,040万円～	約1,160万円	71万円～79万円		209,400 + (医療費 - 698,000) × 1%		
約950万円～	約1,040万円	62万円～68万円		194,400 + (医療費 - 648,000) × 1%		
約770万円～	約950万円	53万円～59万円		179,100 + (医療費 - 597,000) × 1%		
約650万円～	約770万円	44万円～50万円		110,400 + (医療費 - 368,000) × 1%		
約510万円～	約650万円	36万円～41万円		98,100 + (医療費 - 327,000) × 1%		
約370万円～	約510万円	28万円～34万円		85,800 + (医療費 - 286,000) × 1%		
約260万円～	約370万円	20万円～26万円		69,600		
約200万円～	約260万円	16万円～19万円		65,400		
～約200万円	～約200万円	15万円以下		61,500		
		住民税非課税		36,900		

70歳未満

年収換算	所得区分		負担割合	月単位の上限額（円）		年単位の上限額（円）
	年収入	所得区分		月単位の上限額（円）	多数回該当	
約1,650万円～	約1,650万円	127万円以上	3割	342,000 + (医療費 - 1,140,000) × 1%	<140,100>	1,680,000
約1,410万円～	約1,410万円	103万円～121万円		303,000 + (医療費 - 1,010,000) × 1%		
約1,160万円～	約1,410万円	83万円～98万円		270,300 + (医療費 - 901,000) × 1%		
約1,040万円～	約1,160万円	71万円～79万円		209,400 + (医療費 - 698,000) × 1%		
約950万円～	約1,040万円	62万円～68万円		194,400 + (医療費 - 648,000) × 1%		
約770万円～	約950万円	53万円～59万円		179,100 + (医療費 - 597,000) × 1%		
約650万円～	約770万円	44万円～50万円		110,400 + (医療費 - 368,000) × 1%		
約510万円～	約650万円	36万円～41万円		98,100 + (医療費 - 327,000) × 1%		
約370万円～	約510万円	28万円～34万円		85,800 + (医療費 - 286,000) × 1%		
約260万円～	約370万円	20万円～26万円		69,600		
約200万円～	約260万円	16万円～19万円		65,400		
～約200万円	～約200万円	15万円以下		61,500		
		住民税非課税		36,900		

70歳以上

※1 義務教育就学前の者については2割。
 ※2 収入の合計額が520万円未満（1人世帯の場合は383万円未満）の場合も含む。
 ※3 旧ただし書所得の合計額が210万円以下の場合も含む。
 ※4 後期については、年金収入＋その他の合計所得金額が200万円未満（寡独世帯の場合は320万円未満）の場合も含む。
 ※5 課税所得が28万円以上かつ年金収入＋その他の合計所得金額が200万円以上（寡独世帯の場合は320万円以上）の者については2割。